

第14回「OECD-UNCTAD G20 各国における投資措置に係る報告書」の公表

(10月30日)

概要

2008年の金融危機を受けて、G20各国が貿易・投資の分野において保護主義的な措置をとるとの懸念から、G20は、OECD、WTO、UNCTADの3機関に対して、貿易(WTO)及び投資(OECD, UNCTAD)の分野においてG20各国が導入する政策措置を半年ごとに報告するよう要請した。これを受けて、3機関共同で「OECD-WTO-UNCTAD G20 各国における貿易及び投資措置にかかる報告書」が年2回、G20に提出されている。

本報告書は、そのうちの投資に関連するもので、G20各国における本年5月中旬から10月中旬の間の措置を、各国から提出された情報をもとにまとめたもの。

日本については、該当期間に提出された措置はなし。その他報告されている措置の概要以下のとおり。

- (1) 中国については、国家安全法による海外直接投資の事前審査を含めた海外直接投資関連措置4件、海外直接投資以外の国際資本取引規制措置3件が報告されている。
- (2) インドについては、事前審査を要する海外直接投資の限度額の引き上げ、海外直接投資にかかる「非居住者」の定義の変更、ホワイトラベルATMへの海外直接投資の解禁等5件の措置が報告されている。
- (3) サウジアラビアについては証券市場の海外投資家への開放が報告されている。
- (4) その他、3件の新規二国間投資協定、TPPを含む、6件の新規のその他国際投資協定、2件の二国間投資協定の廃止が報告されている。

2009年以降報告された全ての措置をまとめたものは[こちら](http://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/G20-Investment-Measures-Summary-Apr2009-Oct2015.pdf)。

(<http://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/G20-Investment-Measures-Summary-Apr2009-Oct2015.pdf>)